

訪問介護、日常生活支援総合事業 ヘルパーステーションこまき運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 ともいき会が実施するヘルパーステーションこまき(以下、「当事業所」という。)が実施する指定訪問介護、日常生活支援総合事業(以下、「当事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態等にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業に携わる訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持をし、在宅生活の継続、向上をめざすものとする。

2 当事業の実施にあたっては、連携する訪問看護事業所、居宅介護支援事業者、主治医等医師、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村及び関係機関とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションこまき
- (2) 所在地 岐阜市千手堂南町三丁目3番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
訪問介護計画の作成、変更等を行い、利用の申込みに係る調整、居宅介護支援事業者との連携、訪問介護員等に対する技術指導、業務管理、サービス内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員 3名以上

訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスの提供にあたる。

(営業日及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 事業所営業日： 月～土 9：00～18：00

ただし、12月31日～翌年1月3日までを除く。

(2) サービス提供時間： 365日 24時間

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 当事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護サービス

(2) 生活援助サービス

2 当事業は、利用者の日常生活全般の状況及び身体の状態をふまえ、指定訪問介護等の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問介護等計画に基づき、総合的に利用者の在宅生活を支援するものとする。

3 訪問介護員が訪問介護サービスを提供した場合、サービスの提供を記録するものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 当事業の実施範囲は、岐阜市内 各務原市 羽島郡の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 当事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その自己負担分とする。

2 介護保険該当のサービスを超えたとき、その他介護保険にて対応できないサービスに関しては、当事業所が別途定めるものとする。

3 前条に規定した通常の事業の実施範囲を越えて事業を実施する場合、当該事業に要した交通費を徴収するものとする。この場合の料金は、自動車を使用したときは、実施区域を超えたところから2kmごとに100円とし、タクシーを利用したときは、その実費の金額とする。

- 4 前項の場合、当事業所は、交通費の徴収に際し、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、当該費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 当事業のサービスを提供しているとき、利用者に病状の急変等が生じた場合、訪問介護員は、直ちに主治医への連絡を行うとともに、管理者に報告するものとする。

(相談、苦情対応)

第10条 当事業所は、利用者またはその家族等からの相談、苦情に対応するため、窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 当事業所は、前項の相談、苦情があった場合、その内容について記録し、保存するものとする。
- 3 当事業所は、岐阜市または国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合、当該指導または助言に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4 当事業所は、前項の講じた措置に関し、岐阜市または国民健康保険団体連合会から求めがあった場合、その内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する当事業の提供により事故が発生した場合、直ちに利用者の家族等、連携する訪問看護事業所、居宅介護支援事業者または主治医等医師に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その結果を遅滞なく岐阜市に報告するものとする。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況、事故に際してとった措置等について記録を作成し、適切に保存するものとする。
- 3 第1項の事故が当事業所に帰すべき責がある場合、当事業所は、損害賠償手続きを行うものとする。

(記録の整備)

第12条 当事業所は、当事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(鍵の預託)

第 13 条 当事業所は、利用者宅の鍵を預託された場合、鍵預かり証を発行し、厳重に管理をし、当事業以外には一切使用しないものとする。

- 2 預託された鍵は、必要がなくなった時点で、速やかに返却するものとする。
- 3 当事業所は、預託された鍵を紛失または破損した場合、直ちに利用者及びその家族等に報告し、誠意をもって善後策について相談し、対応するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 当事業所は、利用者またはその家族等の個人情報について、当事業以外の目的で使用しないものとし、外部への情報提供については、利用者またはその家族等の了解を得るものとする。

- 2 当事業所は、従業者または従業者であった者が業務上知り得た利用者またはその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らさないよう必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止)

第 15 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族等からの相談等に対する体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、当事業を実施するにあたり、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに岐阜市に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時
 - (2) 継続研修 月 1 回
- 2 当事業所は、岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）の規定により、岐阜市と協働して暴力団排除の推進を図る。
 - 3 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務

継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

(附則) この規程は、平成 15 年 10 月 15 日から施行する。

改定 平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

改定 平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

改定 平成 19 年 2 月 15 日から施行する。

改定 平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

改定 平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

改定 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

改定 平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

改定 平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

改定 平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

改定 平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

改定 平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

改定 令和 1 年 7 月 16 日から施行する。

改定 令和 1 年 12 月 1 日から施行する。

改定 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。